

# 日本産業規格等に関する著作権の取扱方針について

平成14年4月24日(制定)  
令和元年6月21日(改正)  
令和2年9月25日(改正)  
令和2年11月30日(改正)  
日本産業標準調査会

## 目的

本取扱方針は、産業標準化法(昭和24年法律第185号。以下「法」という。)に基づくJIS原案(JIS 案を含む。以下同じ。)の作成者及び申出者が、法第11条から第15条までに基づき、JIS原案を添えてJISの制定・改正を申出又は提出するに際して、あらかじめ自らの著作権の扱いについて明らかにすべき事項及び手続きを示す。

## 1. JISの著作権の所在

JISの制定は、法に基づき、大きく分けて次のいずれかの JIS 原案の作成者が存在し、①及び②は日本産業標準調査会（JISC）の審議を経た後、国（主務大臣）が制定し、③は JISC の審議を経ることなく、主務大臣が制定する。

- ①国（主務大臣）は、自らJIS原案を作成する。
- ②利害関係人がJIS原案を作成する。
- ③認定産業標準作成機関（以下「認定機関」という。）が作成する。

JISの著作権は、上記手続きを経てJISとして制定された場合、当該JIS原案を作成した者が JIS 原案及びJISの著作権者であるとするのが通常である。

しかし、JISの著作権の所在については、JIS原案作成の経過に応じ、次のとおりとする。

（法第11条の規定に基づくJIS制定の場合）

- （1）**国（主務大臣）**自らがJIS原案作成者としてJIS原案作成を行った場合、**国（主務大臣）**が当該JIS原案及び制定されたJISの著作権者。
- （2）国（主務大臣）が、第三者に対し、委託契約を締結し、JIS原案作成を行った場合、産業技術力強化法（平成25年法律第98号。以下「強化法」という。）第17条により、第三者が当該JIS原案及び制定されたJISの著作権者となることができる。

（法第12条の規定に基づくJIS制定の申出の場合）

- （3）**法第12条の利害関係人**が、上記（2）における委託契約によらずに、自らがJIS原案作成を行い、2.（1）及び（2）の各条件を満足して**国（主務大臣）**にJISの制定を申し出た場合、JIS原案作成者である当該**利害関係人**が当該JIS原案及び制定されたJISの著作権者。
- （4）**法第12条の利害関係人**が、**第三者**に委託契約等を行い、JIS 原案作成を依頼し、2.（1）及び（2）の各条件を満足して**国（主務大臣）**にJISの制定を申し出た場合、当該JIS原案及び制定されたJISの著作権は次のとおりとする。

- ① 当該**利害関係人**に対し、JIS原案作成を行った**第三者**が契約によって著作権（翻案権等を含む。）を譲渡した場合、申出を行った当該**利害関係人**が著作権者。

- ② 当該利害関係人とJIS原案作成を行った**第三者**が、契約によって著作権(翻案権を含む。)を共同で所有するとした場合、当該申出を行った**利害関係人**及び**JIS原案作成を行った第三者**が著作権者。
- ③ 当該利害関係人に対し、JIS原案作成を行った**第三者**が著作権(翻案権等を含む。)を譲渡する契約を行わない場合、当該JIS原案作成を行った**第三者**が著作権者。

(法第14条の規定に基づくJIS制定の申出の場合)

- (5) 法第14条の認定機関が、JIS案の作成を行い、2.(1)及び(2)の各条件を満足して国(主務大臣)にJISの制定を申し出た場合、JIS案作成者である当該認定機関が当該JIS案及び制定されたJISの著作権者。

(法第15条の規定に基づくJIS制定の提出の場合)

- (6) 国(主務大臣)が、認定機関に対し、委託契約を締結しJIS案作成を命じた場合、強化法第17条により、認定機関が当該JIS案及び制定されたJISの著作権者となることができる。

(法第16条において準用する第11条の規定に基づくJIS改正の場合)

- (7) 上記(1)に準じ、**国(主務大臣)**が当該JIS改正原案及び改正されたJISの「改正部分」の著作権者。
- (8) 上記(2)に準じ、**第三者**が当該JIS改正原案及び改正されたJISの「改正部分」の著作権者となることができる。

(法第16条において準用する法第12条の規定に基づくJIS改正の申出の場合)

- (9) 上記(3)又は(4)に準じ、**利害関係人**及び／又はJIS原案作成を行った**第三者**が当該JIS改正原案及び改正されたJISの「改正部分」の著作権者。

(法第16条において準用する法第14条の規定に基づくJIS改正の申出の場合)

(10) 上記(5)に準じ、認定機関が当該JIS改正案及び改正されたJISの「改正部分」の著作権者。

(法第16条において準用する法第15条の規定に基づくJIS改正の提出の場合)

(11) 上記(6)に準じ、認定機関が当該JIS改正案及び改正されたJISの「改正部分」の著作権者となることができる。

(備考)なお、著作権法によって、JISの改正の場合、改正部分に係る著作権は二次著作権となり、原著作物としての改正前のJISの著作権は一次著作権として維持される。

## 2. 法第11条から15条までの規定、又は法第16条において準用する規定に基づく申出の場合のJIS原案並びに制定又は改正されたJISの著作権の取り扱い

法第11条から第15条までの規定、又は法第16条において準用する規定に基づき申出（提出を含む。以下同じ。）のあったJISの制定又は改正については、1. の著作権の所在に基づき、JIS原案並びに制定又は改正されたJISの著作権について、以下のとおり取り扱うものとする。

### (1) 著作権の取り扱いに関する意思表示

1. の著作権の所在により著作権者となる利害関係人、認定機関及び／又はJIS原案を作成した第三者（以下「本著作権者」という。）は、JIS原案及び当該JIS原案が制定又は改正に至ったJIS（以下「JIS原案／同規格」という。）に関する著作権の取り扱いについて、「日本産業規格原案／同規格に係る著作権の扱いに関する確認書（別添様式）」により、意思表示を明確に行わなければならない。

### (2) 著作権の取り扱いに関する同意事項

本著作権者は、JIS原案に関する調査会による円滑な調査審議、制定又は改正に至ったJISの速やかな普及、及び当該JISの適切な維持管理のため、申出を行ったJIS原案／同規格に係る著作権の扱いに関して、以下の①～⑧の各項の全てに同意しなければならない。

なお、国（主務大臣）は、下記に掲げるほか、JISの普及及び他の法令等に当該JISを使用するために必要かつ適切な範囲において、JIS原案／同規格における本著作権者の著作権を制限することができる。

- ① 本著作権者は、JISCにおける調査審議、WTO／TBT協定に基づく意見受付公告、官報公示及び電子閲覧に伴うJIS原案／同規格の公表及び公衆送信を認める。
- ② 本著作権者は、主務大臣による検討又はJISCにおける調査審議の結果、主務大臣又はJISCがJIS原案に対して修正・追加などの翻案（創造的なものを含む。）を行うことを認める。
- ③ 本著作権者は、申出のあったJIS原案がJISとして制定又は改正された場合、当該JISを適切に普及しなければならない。このため、適当な第三者と契約等を行う等により、合理的な理由のない限り無差別に、かつ、適正な対価にて、当該JISを出版及び公衆送信する。

- ④ **本著作権者**は、申出のあったJIS原案がJISとして制定又は改正された後において、国(主務大臣)又は他の第三者が、当該JISの改正案の申出を行うこと、及び当該改正原案(又は当該改正案)に当該JISの全部又は一部を使用することを認める。
- また、当該改正原案(又は当該改正案)が改正に至るまでに、当該JISの改正により新たに発生する権利(二次著作権)を取得する国(主務大臣)又は他の第三者との間で著作権の必要な調整を行う。また、**本著作権者**は、申し出されるJIS原案(又は当該改正案)が他のJISの全部又は一部を使用している場合、申出に先立って、他のJISの著作権者と必要な調整を行う。
- ⑤ **本著作権者**は、申出のあったJIS原案(又は当該改正案)がJISとして制定又は改正された後において、国(主務大臣)又は他の第三者が行う、当該JISの全部又は一部を利用した**国際提案**を認める。
- なお、当該JISを基礎とした国際規格原案を国際標準化機関(ISO/IEC)に提案<sup>1</sup>した場合、新作業項目提案(NWIP)として正式登録された段階以後、国際規格原案の著作権はISO/IECが保有することになる。この場合、JISの国際提案(ISO/IECのTC/SCへの国際規格制定等のための新作業項目提案等)については、**本著作権者**が、国内審議委員会等におけるコンセンサスの形成を確保しつつ、自ら実施することが原則である。
- ⑥ **本著作権者**は、当該JISが法規類又はこれらに基づく技術基準、若しくは、調達基準その他これらに類するものに使用されることを認める。さらには、適正な普及のため特に必要とされる場合、当該JISが技術内容を解説する図書に使用されることを認める。
- ⑦ **本著作権者**は、当該JISが適正に普及活用されるよう、その利用者が当該JISの技術内容の一部を当該利用者の社内規格等の一部として使用<sup>2</sup>することを認める。
- ⑧ **本著作権者**は、申出のあったJIS原案(又は当該改正案)がJISとして制定又は改正された後において、市場動向等を踏まえつつ、当該JISが最適な技術的な内容を

---

<sup>1</sup> 日本からの国際提案は、当該提案の主体が主務大臣、基礎となったJISの著作権者である利害関係人、認定機関及び／又は原案(又は案)を作成した第三者、若しくは、他の第三者のいずれの場合であっても「ISO/IECの加盟メンバーであるJISCとして」の提案である必要がある。

<sup>2</sup> ここでいうJISの使用とは、当該JISの技術内容の社内規格等への適正な反映を図るための措置であり、単にJISを社内規格に置き換えることを意図しているものではない。その場合は、JISの複製に当たる可能性があるので、著作権者の許諾の必要性について注意が必要となる。

維持するよう、当該JISの改正提案を行う等適正な維持管理を行う。

### (3) 一般注意事項

JIS原案が、JIS以外、かつ、国際規格(ISO、IEC 又はISO/IEC規格)以外の著作物を利用したものである場合、本著作権者は、国(主務大臣)への申出に当って、利用する当該著作物の著作権者の存在を明らかにし、さらに、事前に当該著作物のJIS原案及び制定に至ったJISへの全部又は一部の使用に関する許諾を上記(2)の同意事項に係る許諾とともに取得しておかなければならない。

## 3. 手続き

法第11条から第15条までの規定に基づきJISの制定、又は法第16条において準用する規定に基づきJISの改正について申出又は提出を行う者(共同で行う場合はその代表者)は、著作権者となる利害関係人、認定機関及び／又はJIS原案作成を行った第三者、若しくは、その代表者の著作権の取扱いについて、法に基づく申出書と併せて、「日本産業規格原案／同規格に係る著作権の扱いに関する確認書(別添様式)」を提出しなければならない。

ただし、産業標準策定システム(e-JISC)を用いて、申出又は提出を行う場合にあっては、別添様式の提出に代えて、e-JISC に備えられたファイルに必要な事項を入力することによって行うことができる。

(備考)共有著作権者が存在する場合には、申出又は提出を行う者(共同で行う場合はその代表者)が、共有著作権者の合意を得た上で提出すること。

## 4. 標準仕様書(TS)及び標準報告書(TR)の扱い

上記、1. ～3. については、標準仕様書(TS)及び標準報告書(TR)の公表、改正について準用する。

附 則(令和元年6月21日)

- 1 本取扱方針は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 本取扱方針の施行日前に改正前の取扱方針に基づき申出されたJIS原案並びにTS及びTRの取り扱いは、本取扱方針の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によって手続きが行われたものとみなす。

附 則(令和2年9月25日)

本取扱方針は、令和2年9月27日から施行する。

附 則(令和2年11月30日)

本取扱方針は、令和2年11月30日から施行する。

(別添様式)

主務大臣宛て

○年○月○日

JIS原案(又はJIS案)の申出(又は  
提出)を行う者又はその代表者

### 日本産業規格の制定／改正原案及び同規格に係る著作権の扱いに関する確認書

【著作権者の名称。著作権者が複数の場合は全て記載。】(以下「本著作権者」という。)は、産業標準化法第12条、第14条に基づく、又は、産業標準化法第16条において準用する規定に基づく、日本産業規格【番号、名称を記載。】[※法第11条、15条による委託事業の場合:令和○○年度○○○委託費(○○○○)に関する委託契約書に基づく委託業務により作成された著作物としての日本産業規格【番号、名称を記載。】](以下JISという。)の制定又は改正に係る申出に際し、当該JIS原案(JIS案を含む。以下同じ。)が制定又は改正に至った場合の著作権の取り扱い等について、下記のとおり確認します。

#### 記

1. 本著作権者は、申出のあったJIS原案がJISとして制定又は改正された場合、当該JIS原案／同規格に係る著作権の帰属について、以下のレ印を記した扱いとする。

- (1)本JIS原案／同規格の著作権は本著作権者が保有する。
- (2)本JIS原案／同規格の著作権は国(主務大臣)に翻案権等全て譲渡する。

2. 本著作権者が本JIS原案／同規格の著作権を保有する場合(1.(1)の場合)、以下の①から⑧までの全てに同意する。なお、国は、下記に掲げるほか、JISの普及及び他の法令へのJISの使用に必要かつ適切な範囲において、JIS原案／JISにかかる本著作権者の著作権を制限することができるものとする。

- ① 本著作権者は、日本産業標準調査会(以下「JISC」という)における調査審議、世界貿易機関／貿易の技術的障害に関する協定(WTO/TBT協定)に基づく意見受付公告、官報公示及び電子閲覧に伴うJIS原案／同規格の公表及び公衆送信を認める。
- ② 本著作権者は、主務大臣による検討又はJISCにおける調査審議の結果、主務大臣又はJISCがJIS原案に対して修正・追加などの翻案(創造的なものを含む。)を行うことを認める。

- ③ 本著作権者は、申出のあったJIS原案がJISとして制定又は改正された場合、当該JISを適切に普及しなければならない。このため、適当な第三者と契約等を行う等により、合理的な理由のない限り無差別に、かつ、適正な対価にて、当該JISを出版及び公衆送信する。
- ④ 本著作権者は、申出のあったJIS原案がJISとして制定又は改正された後において、国(主務大臣)又は第三者が、当該JISの改正案の申出を行うこと、及び、当該改正原案に当該JISの全部又は一部を使用することを認める。
- また、当該改正原案(又は当該改正案)が改正に至るまでに、当該JISの改正により新たに発生する権利(二次著作権)を取得する国(主務大臣)又は第三者との間で著作権の必要な調整を行う。また、本著作権者は、申し出されるJIS原案(又は当該改正案)が他のJISの全部又は一部を使用している場合、申出に先立って、他のJISの著作権者と必要な調整を行う。
- ⑤ 本著作権者は、申出のあったJIS原案(又は当該改正案)がJISとして制定又は改正された後において、国(主務大臣)又は第三者が行う、当該JISの全部又は一部を利用した国際提案を認める。
- なお、JISの国際提案(ISO/IECのTC/SCへの国際規格制定等のための新作業項目提案等)については、本著作権者が、国内審議委員会等におけるコンセンサスの形成を確保しつつ、自ら実施することが原則である。
- ⑥ 本著作権者は、当該JISが法規類又はこれらに基づく技術基準、若しくは、調達基準その他これらに類するものに使用されることを認める。さらには、適正な普及のため特に必要とされる場合、当該JISが技術内容を解説する図書に使用されることを認める。
- ⑦ 本著作権者は、当該JISが適正に普及活用されるよう、その利用者が当該JISの技術的内容の一部を当該利用者の社内規格等の一部として使用することを認める。

(注)ここでいうJISの使用とは、当該JISの技術内容の社内規格等への適正な反映を図るための措置であり、単にJISを社内規格に置き換えることを意図しているものではない。その場合は、JISの複製に当たる可能性があるため、本著作権者の許諾の必要性について注意が必要となる。

- ⑧ 本著作権者は、申出のあったJIS原案(又は当該改正案)がJISとして制定又は改正された後において、市場動向等を踏まえつつ、当該JISが最適な技術的内容を維持するよう、当該JISの改正提案を行う等適正な維持管理を行う。

3. 本申出に係るJIS原案は次の著作物を基礎としており、本著作権者は、当該著作物の使用に関する許諾又は著作権の譲渡を原著作権者から受けている。

著作権者	制定年月日	種類、番号、名称等	当該著作物の利用等に関する許諾又は当該著作権の譲渡に関する説明
(例) ASME	1998.03.01	1998 ASME BOILER & PRESSURE VESSEL CODE DIVISION 1	本文中の図及び表のJIS規格への使用に係る著作権使用許諾を取得(詳細別紙)

(本件に関する連絡先: ○○○○ ○○○○ 電話番号及び e-mail)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格に定める A4とする。